

令和5年10月1日
から

水道料金および 下水道使用料を改定します

下記の改定内容が令和5年9月議会で可決されました。
なお、今回の改定は水道料金及び下水道使用料の算出方式の変更であり、料金原価の改定ではありません。

改定内容

料金及び使用料算定の端数処理方法を10円未満切り捨てから1円未満切り捨てに変更

適用時期等について

上水道 令和5年11月（10月使用分）請求分から

- 基本料金（税込）※13mmメーターの場合

令和5年10月（9月検針分）まで

2,360円

→

令和5年11月（10月検針分）から

2,365円

- 10月検針分以降の料金計算方法

（基本料金 + 超過料金 + メーター使用料）× 消費税（1円未満切り捨て）

下水道 令和5年10月 請求分から

現行消費税（10%）では、請求額に変更はありません。

※減免等により10円未満の端数が生じた場合は上記改定を適用します。

上下水道課はインボイス制度に下記のとおり対応します

- ・水道料金については、**納入通知書兼領収証書** および **検針票** をインボイスとし、インボイス登録番号および適用税率、消費税額を記載します。
 - ・下水道使用料については、**納入通知書兼領収証書** をインボイスとし、インボイス登録番号および適用税率、消費税額を記載します。
 - ・口座振替等の方は **納入証明書** を発行できます。
必要な方は上下水道課までお問い合わせください。
 - ・仕入税額控除の適用を受ける為には、インボイスの保存が必要になりますので、お客様ご自身で保管ください。
 - ・築上町水道事業及び下水道事業のインボイスに係る**事業者登録番号**は以下のとおりです。
水道事業登録番号 T9-8000-2000-0626 下水道事業会計登録番号 T1-8000-2000-1409
- インボイス制度については、国税庁のホームページをご覧ください。